

2008 年に判明した薬物事件に関する

報告書(総括)

2008 年 12 月

関西大学薬物事件再発防止対策本部

目 次

「薬物事件の再発防止を誓って―関西大学における薬物とのたたかい―」	1 頁
一、事件の経過・概要	2 頁
二、大学の対応	3 頁
三、事件発生の要因	4 頁
四、再発防止策	5 頁
五、残された課題	7 頁
六、今後の取り組みの方向性～二度と薬物事件を起こさないために～	8 頁

「薬物事件の再発防止を誓って ―関西大学における薬物とのたたかい―」

関西大学

学長 河田悌一

2008年5月8日、本学工学部の学生が大麻を所持していた容疑で逮捕され、6月23日には、文学部の学生が同学生から大麻を譲り受けた容疑で逮捕されました。いずれも起訴され、公判において起訴事実を認めたため、両名の所属学部教授会は、慎重に審議の結果、「関西大学学則」及び「関西大学学生懲戒処分規程」に基づき両名を退学処分としました。

本学では、2006年7月に合成薬物を服用した学生がマンションから転落死するという事件が発生したことを重く受け止め、再発防止に向けた学生への指導・啓発活動を進めてきました。しかしながら、今回の事件を受けて、これまでの活動を全面的に見直すとともに、抜本的な対応策を検討し、実行に移す必要が生じました。そこで本学は、この事件を重大かつ深刻な事態であると認識し、5月21日、「学校法人関西大学危機管理規程」に基づき、理事長を本部長、学長を副本部長とする「薬物事件再発防止対策本部」を設置しました。

この対策本部のもとで、全学的に有効かつ適切な再発防止策を策定し、現在に至るまで全学を挙げての薬物追放キャンペーンをはじめ、様々な取り組みを推進してまいりました。この7カ月間余りにわたる諸施策の効果や在り方に関する点検・評価は今後に譲ることとして、大学としては想定できうる施策を着実に実行に移し、一定の効果を上げてきたものと自負しています。

本学における薬物事件の発生から約7ヶ月が経過しました。しかしながら、現在においてもスポーツ選手やタレントによる大麻所持、他大学学生による薬物事件が頻発している現状を見ると、社会全体に薬物が密かに侵食しつつあることに強い危機感を覚えます。

今後とも、本学としては学生・教職員に対し更なる恒常的・継続的な啓発活動を行っていくことが必要であると痛感しております。

そこで、本報告書においては、この7ヶ月間、対策本部が実施してきた様々な活動を振り返り、総括することにより、今後の永続的な取り組みへとつないでいきたいと考えております。本学といたしましては、薬物の誘惑に負けない理性と勇気をもった人材を育成する必要性を改めて認識し、二度と薬物乱用事件を再発しないことを誓い、その実現に向けた薬物との戦いを宣言するものです。

なお、対策本部は、危機管理の一環として設置された一時的な機関であることから、12月11日をもって発展的に解散し、中長期的な啓発と再発防止活動を推進するための組織として「関西大学薬物対策委員会(仮称)」を設置することにいたしました。同委員会のもとで、高等教育機関として薬物乱用防止に向けた啓発プログラムの開発・研究、学生の意識調査等を実施することによって、再発防止のためのよりきめの細かい活動を展開する予定であります。

一、事件の経過・概要

(1) 工学部学生の関わった事件

工学部学生が本年 5 月 8 日、大麻取締法違反(営利目的所持など)容疑で逮捕された。その後 5 月 15 日に大阪府警による報道発表を受け、同日 19 時から、大学は緊急記者会見を開催。河田学長、芝井副学長、土戸化学生命工学部長、笹倉学生センター所長が出席し、15 社(新聞7社、通信2社、テレビ6社)、27 人の記者に対応した。

工学部学生の逮捕理由は、乾燥大麻約 24g を営利目的で所持していた疑いによるもので、報道によれば、本人は「千里山キャンパス内で卒業生や在校生に大麻を密売した」「大学の自治があり、警察はキャンパス内に入ってこないと思った」と供述していたとのこと。その後、本人は 5 月 29 日に大麻取締法違反(営利目的所持)の罪で起訴され、6 月 9 日には別の同法違反(営利目的譲り渡し)容疑で再逮捕、6 月 19 日には譲り渡しの容疑で追起訴された。

大阪地方裁判所で第1回公判が開かれたのは 6 月 25 日。当日検察側から、工学部学生は 2003 年 11 月頃から大麻を密売人から購入して吸い始め、2005 年 8 月以降は購入した大麻を自ら販売するようになった。また一旦、大麻の密売を止めた時期があったものの、自ら大麻を吸うことは止めなかったなどの冒頭陳述があり、本人はこの起訴事実を全て認めた。

大学としては、6 月 12 日に本人と接見して事情聴取を行うことで、当初報じられた事件の内容との整合性を確認し、その後、弁護士を通じて送付された本人からの謝罪文により、これまでの経緯について詳細を把握した。また、第1回公判を傍聴して本人が起訴事実を認めていることを確認した後、7 月 2 日に開催された工学部教授会において審議の結果、関西大学学則第 41 条第 4 項を適用し、同第 40 条により退学処分にすることを決定し、7 月 3 日、報道各社にリリースした。

なお、7 月 28 日には第2回公判が、10 月 14 日には第3回公判が行われ、10 月 28 日の第4回公判において、検察側は懲役 5 年、罰金 1,000,000 円、追徴金 1,895,000 円を求刑、結審する予定であったが、11 月 27 日の第 5 回公判において、検察側から追徴金を 10,410,300 円に修正した求刑があり、結審した。12 月 9 日に裁判官より懲役 3 年 2 ヶ月(ただし、未決拘留期間 100 日を減ずる。)、罰金 1,000,000 円、追徴金 10,410,300 円の判決が言い渡された。

(2) 文学部学生の関わった事件

6 月 23 日、工学部学生が逮捕、起訴され、全学を挙げて薬物事件の防止に力を注いでいる最中に、2 人目の学生が逮捕される事態となった。文学部学生が、大麻取締法違反(譲り受け)容疑で逮捕されたのである。大学はこの報道を受け、同日 19 時から、緊急にメディアに対し囲み取材の機会を設け、芝井副学長、奥文学部長が出席し、10 社(新聞4社、通信2社、テレビ4社)、12 人の記者に対応した。今回の逮捕理由は、4 月 29 日に工学部学生から大麻 5g を 32,500 円で譲り受けたとのことで、家宅捜査では下宿先から大麻の吸引器具が押収された。

その後、7 月 14 日に大麻取締法違反(譲り受け)の罪で起訴され、9 月 16 日に大阪地方裁判所で第1回公判が開かれた。文学部学生は、2006 年 6 月頃に工学部学生と知り合い、大麻を譲り受けるようになった、工学部学生が密売を中止していた時期は、知人を通じて紹介され

た密売人から大麻を譲り受けたなどの起訴事実を全て認めた。

大学としては、第1回公判を傍聴して、本人が起訴事実を認めたことを確認した後、9月19日に本人と面会し、事実確認と事情聴取を行った。そして9月24日に開催された文学部教授会において審議の結果、関西大学学則第41条第4項を適用し、同第40条により退学処分することを決定し、9月25日、報道各社にリリースした。

なお、10月14日に第2回公判が行われ、10月28日には裁判官より懲役1年、執行猶予3年(求刑・懲役1年)の判決が言い渡された。

二、大学の対応

(1) 学内外への周知

5月15日、工学部学生 of 逮捕報道を受け、翌16日、河田学長が「学生の大麻所持による逮捕に関して」と題する遺憾表明を出すとともに、この報道についてホームページ(重要情報)に掲出し、学内の各所に告示文を掲出した。また、本学構成員に対しては、インフォメーションシステム(学内ポータル)を利用し、周知を図った。さらに、6月24日、文学部学生 of 逮捕時にも同様の措置をとった。

(2) 注意喚起

5月16日には理事長・学長連名によるお詫び文書を学内関係先に郵送し、18日には教育後援会総会に全国各地から出席した約5,000人の在学生父母に対しても、理事長・学長から謝罪を行うとともに、お詫び文書を配布した。また、学生課外活動団体の体育会、文化会、学術研究会、同好会には各団体の会議で注意を喚起し、学生寮においても同様の措置を行い、体育会では顧問・監督連絡会においても行った。

さらに講義では、専任教員から学生に対し、事件に動揺することなく、勉学に集中してほしいこと、薬物の恐ろしさと危険性について理解し、誘惑されることのないように注意してほしいこと、薬物に関する学内外の相談窓口をホームページに掲載しているので、必要に応じて利用してほしいこと、の3点を説明し、指導を行った。

(3) 薬物事件再発防止対策本部の設置

今回の事件に対して、大学として、早急に対策を立てて取り組んでいくことを目的に、5月21日、理事長を「本部長」、学長を「副本部長」とする「薬物事件再発防止対策本部」を設置し、翌日、第1回薬物事件再発防止対策本部会議を開催した。会議では、薬物事件が再発しないよう対策案が議論され、啓発ビラの配布、講演会の開催、啓発ビデオの上映等、各種のキャンペーンを積極的に行っていくことを決定した。

(4) 「薬物事件再発防止に関するメール相談・提案窓口」の開設

5月26日、学生・教職員を対象に「薬物事件再発防止に関するメール相談・提案窓口」をインフォメーションシステムに開設した。窓口には、様々な意見や提言が28件寄せられ、新たな対策を企画・立案するにあたり参考にした。

(5) キャンペーンの実施

5月23日、千里山キャンパス及び高槻キャンパスにおいて、麻薬・覚せい剤防止啓発のビラを学生と教職員が配布した。同月26日、27日、29日にも行い、両キャンパス合わせて3,350枚のビラを配布した。さらに、学生の集う場所である凜風館1階学生ラウンジでは、5月23日～26日、27日～31日に啓発ビデオを上映した。

6月26日には大阪府主催の街頭キャンペーン「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」に学生が参加し、難波高島屋前でビラを配布した。同日、千里山キャンパスにおいても、薬物乱用防止啓発グッズ(傷絆創膏)を約800枚配布した。また、6月26日から7月2日にかけて第2回目の専任教員による授業時での注意喚起を行った。

続いて、キャンペーンの大きな企画として、7月末までに「麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止講演会」を計6回開催した。第6回目には、「夜回り先生」として著名な水谷修氏を招き講演会を開催。水谷修氏は「さらば、哀しみの青春・・・NO という勇気をもとう」のテーマで午後3時から4時30分、午後5時から6時30分の2度にわたって講演。これによって約2,000名の学生・教職員・一般社会人が聴講し、薬物に対する恐ろしさや人としての生き方を学ぶことができた。そして、7月1日から11日及び10月2日から8日には、喫煙マナー・モラル向上のための学内巡回を実施し、喫煙場所以外での喫煙、歩きタバコ、タバコのポイ捨て等の学生に対して、教職員が注意・指導した。

また、10月31日～11月3日に開催した学園祭では、来場者に対して、特別テントブースで麻薬・覚せい剤乱用防止センター作成の啓発パンフレット、ビラ(STOP the DRUGS!!!)、薬物乱用防止啓発グッズを配布した。

12月2日には、秋学期から客員教授となった水谷修氏による講演会を開催した。テーマは、「いま、こどもたちは・・・いじめ、不登校・引きこもり、リストカット・自殺、薬物乱用・犯罪」で午後1時から2時30分まで開催し、約700名の学生・教職員・一般社会人が聴講した。

(6) 夜間パトロールの強化

千里山キャンパス内で大麻の譲渡が行われていたことや、夜間における学生の出入りが多いこともあり、6月11日から7月25日まで夜間に巡回する警備員を増員することとした。その結果、特定の場所に多くの学生が滞留していることが判明し、午後10時以降は警備員から帰宅を促したことで、一定の成果を得ることができた。引き続き、授業開始の9月以降も継続し夜間警備を強化していくこととした。

三、事件発生要因

本学の学生がキャンパス内外で事件やトラブルに巻き込まれる事例が増加している。しかも近年は、本学学生が被害者になるケースばかりではなく、事件の加害者となるケースも発生している。このたびの事件は、まさに後者のケースである。

その要因については、全国の大学生に共通する問題と、本学独自の問題に分けて考えることができる。

まず、前者の全国の大学生に共通する点としては、次のような問題が考えられる。

第1は、近年の社会のグローバル化に伴う大学生の活動範囲の広域化、国際化の問題である。身近になった外国旅行等が、薬物に接する機会を増加させている。

第2は、IT 技術の急速な進歩である。パソコンやインターネットの普及は、薬物に関する誤った知識の流布や薬物への誘惑をもたらし、また薬物の入手を容易にしている。それにより、薬物に対する罪の意識が希薄となり、ファッション感覚で大麻や脱法ドラッグに手を出す風潮が見受けられる。

第3は、「今どきの学生」は、授業でよい成績を取ることが主目的となり、大学への帰属意識が低下している。学生同士の人間関係も希薄になり、他の学生の行動に関心をもたなくなってきた。実際、学生センターが行う「学生生活実態調査」によると、クラブ活動やサークル活動への参加率は低下してきている。日本学生支援機構の調査によると、全国の大学における学生相談件数は増加傾向にあり、不安や悩みを持つ学生は確実に増加しているとのデータもある。

また、今回の事件の背後には「自分さえよければ」、「今さえ楽しければ」というような最近の「学生(若者)気質」がひそんでいると推測される。今回の事件を契機に、人に対する思いやり、配慮の気持ちを喚起する必要がある。

次に、後者の本学独自の問題としては、今回、大麻の売買を行ったと逮捕学生が供述した千里山キャンパスの管理体制(警備体制を含む)が挙げられる。

本学は、近隣住民との交流や教育・研究環境の整備などの観点から、本学関係者のみならず、地域住民がいつでも自由に出入りできるオープンキャンパスを目指してきた。その結果、日常的に近隣住民がキャンパス内を散歩したり、子供やペットを連れて歩く姿を見かけることができ、地域社会と一体になっているキャンパスイメージを創出してきた。しかし、一方でキャンパス内の安全・安心という面、とりわけ夜間・深夜の防犯という点では大きな課題が生じている。

四、再発防止策

本年5月15日に判明した最初の事件の後、再発防止を目的として、全学的なポスター掲示、正門周辺における学生・教職員によるビラ配布、専任教員による授業時の注意喚起、啓発ビデオ上映及び7回にわたる講演会、さらに、警備員による千里山キャンパスの夜間警備強化等を実施してきた。

今後も薬物事件等に関する再発防止に向け教職員・学生が一丸となり、下記のとおり積極的に啓発行事を実施していく必要がある。

(1) キャンパスでの取り組み

ア) 入学式における新入生、父母への啓発活動

(a) 学生センター主催行事「関大でのキャンパスライフ」において、今後も継続して、副学長及び学生センター所長から新入生、父母等に対して薬物問題等への注意を喚起する。

(b) 学生センター発行の啓発パンフレット『かんだいLIFE』に、今後も継続して、薬物

に関する啓発記事を掲載する。

イ) 学園祭における全学生への啓発活動

2008 年度学園祭において統一学園祭実行委員会が実施した「STOP The DRUGS
!!!」運動を、次年度以降も継続して実施するよう指導を行う。

ウ) 薬物防止キャンペーンの実施

教職員、ボランティア学生等及び学内の学生支援諸機関と連携のうえ、全学を挙げて
キャンペーンを行う。また、薬物乱用防止等に関する啓発メッセージをホームページ、イン
フォメーションシステム及び掲示板などに随時掲載し、薬物乱用防止に関する意識の喚
起を行う。

エ) 啓発講演会の実施

2008 年度秋学期の本学客員教授に就任した水谷修氏をはじめ、外部講師を含めた講
演会を実施する。

オ) 相談体制の整備

学生が気軽に相談できるように、従来の相談窓口に加えて、パソコンや携帯電話からで
も相談の予約ができるシステムを構築していく。

カ) 個別指導の徹底

学生支援諸機関が連携し一体となって、個々の学生の修学指導のみならず、学生の
生活状況にも配慮した指導を行うとともに、休学者や残留学生への指導も特に綿密に行
っていく。また、そのために各部署の相談業務担当者が、関連部署との情報を共有する
機会を持ち、相談・指導技法等を修得するための研修等を実施する必要がある。

(2) 父母・校友組織との連携

学生の父母が組織する教育後援会や、卒業生が組織する校友会とも密接に連携し、各組
織の刊行物への啓発文書の掲載を行う。また、委員会・総会等の開催時に啓発の取り組みを
積極的に情報発信する。

なお、*学部別教育懇談会や*地方教育懇談会の面接の中でも、父母に対し、学内の取り組
みを積極的に情報発信するとともに、父母から子供に対する指導をお願いする。

(*本学が開催する教職員と父母との懇談会)

(3) 学外諸機関との連携活動

ア) 財団法人麻薬・覚せい剤等乱用防止センター

本学は 2007 年度から財団法人麻薬・覚せい剤等乱用防止センターの賛助会員となっ
た。今後、同センター発行の広報誌等により、薬物乱用に関する最新情報等を収集・分析
することを通じて、学内における啓発活動・キャンペーン等を企画・実施していく。

イ) 大阪府健康福祉部薬務課

啓発資料の提供を含め、今後とも大阪府健康福祉部薬務課と連携を保ちつつ、各種
行事への積極的な協力を求めていく。

五、残された課題

本対策本部におけるこれまでの活動において、着手できなかったもの、あるいは着手したが更なる改善を必要とする事項として以下のような課題がある。これらに関しては、順次適切な方法により実施し、より効果的な薬物乱用防止活動を展開したい。

(1) 成績不良学生、不登校学生、残留生への学生生活の指導・サポート体制の確立

現在でも、既に大半の学部において、成績不良学生を呼び出して指導を行っている。成績不良等の要因と薬物乱用の関係は明確ではないが、日常の教育指導の届かない学生や大学での学業継続に意欲を失っている学生に対しては、履修届提出前後(3~4月、9~10月)の機会をとらえて、担当の教員(ゼミや研究室)と学生生活や成績について面談するなど、より一層の個別的な指導を心がける。また、ゼミや研究室に所属していない学生については、学部学生相談主事等の役職にある教員が担い、学生生活面でのサポート体制を充実する。

(2) 薬物に係る教育プログラムの導入

本学のカリキュラムの中に、薬物に直接的・間接的に関わるテーマによる教育プログラムを導入する。具体的には、現行の科目の中に薬物にかかわる問題を内容とする授業を取り入れること、全学共通科目として新たに科目を新設すること、課外教育プログラムとして設定すること等が想定される。また、教職をめざす学生に対しては、「教職に関する科目」として、薬物や薬物乱用防止に関する教育内容を導入し、その科目の履修を義務付け、一定の知識をもった人材を育成する。

(3) 薬物対策に関する恒常的組織の設置

中長期的な啓発活動を推進するため、薬物に関する情報の収集や薬物乱用防止に関する継続的な施策を実行するための恒常的組織の設置を検討する。

(4) 意識調査

薬物に係る学生等の知識や理解を的確に捉え、効果的な啓発事業を企画・立案し、推進していくための基礎資料を得るため、学生や教職員に対する意識調査を実施する。この調査の実施にあたっては、すでに実施されている様々な調査をもとに、外部の専門家や外部機関の協力も視野に入れながら、段階的に進めるものである。

(5) 「開かれた大学」の維持と防犯体制の強化

他大学においても、大学キャンパス内で大麻の譲渡や吸引が行われるなど、薬物汚染が広がりを見せている。本学に限らず、学生の自主性が保証され、警察の目が届きにくい開かれたキャンパス内での犯行は、常に防犯体制の死角を突かれる恐れがある。

今回の事件を契機にキャンパス内の防犯体制を見直し、夜間の警備体制を強化した結果、犯罪抑制に関しては一定の成果が出ている。今後も、警備員による地道な巡回と状況に応じた声かけを継続するとともに、照明設備を増強するなどの施策を講じ、犯罪行為抑制や安全

対策につなげていく。

また、キャンパスは基本的に 24 時間構成員に開放することが望ましいが、起こる可能性のある全ての犯罪への対策を強化するため、学内管理体制の見直しは必要である。今後、継続して取り組むことにより、安全・安心なキャンパスづくりを目指したい。

六、今後の取り組みの方向性 ～二度と薬物事件を起こさないために～

近年の国内における薬物事件は増加傾向にある。警察庁のまとめによると、2008 年度上半期(1～6月)に全国で大麻事件で摘発された人数は、1,202 人(前年同期に比べ 12.3%増)で、過去最悪のペースで推移しており、年間摘発者数が過去最悪を更新する可能性が高い。

大麻事件摘発者の年齢層としては、20 代未満が 8.8%、20 代が 56.2%を占めている。2008 年 11 月 9 日付の読売新聞の記事によると、同社が調査した関東と関西の 24 大学のうち、2003 年度以降、少なくとも 10 大学 43 人が大麻取締法違反容疑で逮捕・書類送検されたとのことであった。このように、若者の間に大麻等の薬物が広がってきている現実を見据えた対応策が求められている。

文部科学省スポーツ・青少年局長からの通知文書「薬物乱用防止教育の充実について」(2008 年 9 月 17 日付)においても、「大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること」との指針が記載されており、高等教育機関である大学においても薬物乱用防止に関する具体的な対応策が求められている。

このような状況を踏まえ、今後の本学における薬物乱用防止については、以下のような方向で取り組んでいく所存である。

- (1) 薬物の危険性・有害性に関する啓発強化
- (2) 規範意識の醸成
- (3) 薬物に関する大学間の情報交換
- (4) 薬物に関する専門機関との連携強化
- (5) 禁止薬物に係った学生・教職員の処分の適正化

本学としては、二度と薬物乱用による学生の逮捕者を出さないということを肝に銘じ、これまでの活動の総括としたい。

以 上